

平成30年4月6日

保護者の皆様へ

高浜市立港小学校長

神 谷 理

## 台風等異常気象時における児童の安全確保について

陽春の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。このことについて、下記のように対応いたします。保護者の皆様には、お子様の安全確保についてご理解の上、ご協力をお願いいたします。

### 記

1 児童が登校する前に愛知県全域、西三河南部又は高浜市に暴風警報が発表された場合

**(1) 午前6時の時点で暴風警報が解除されていなければ、その日は休校とします。**

(2) 午前6時以前に解除された場合は、平常どおり授業を行います。

\* 上記(2)の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険であると思われる場合は登校せず、その旨を学校へ連絡してください。

2 児童の登校後に暴風警報が発表された場合

(1) 風雨の状態により、下校が可能と認められた場合は、直ちに授業を中止し、コースごとに職員が付き添い集団下校します。ただし、一刻も早く下校させた方がよいと考えられる場合は集団下校はせず、個々に下校します。その場合、兄弟姉妹は一緒に帰り、職員は通学路の要所に立ち、児童の安全を確保します。

事前の調査で、「帰宅しても家に人がいないので学校で待機」を希望した児童については、迎えに来ていただくまで学校内で安全に待機させますが、早急のお迎えをお願いします。

(2) 下校不可能と認められた場合は、下校させず学校内で安全に待機させます。その後、学校から各家庭に連絡をとり、迎えにきていただきます。

3 暴風警報は発表されていないが、「大雨警報」「洪水警報」が愛知県全域、西三河南部又は高浜市に発表された場合

(「大雨警報」や「洪水警報」の発表では、休校にはなりません)

(1) 登校前

各家庭において、近くの道路の冠水や河川の増水等で児童の登校が危険と判断した場合は、登校させず自宅で待機し、その旨を学校に連絡してください。その後、安全が確認されたら登校します。

(2) 登校後（学校に児童がいる場合）

今後の気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることがあります。下校が危険であると判断した場合や、速やかな回復が見込めないと判断した場合は、校内の安全な場所に待機させます。

#### 4 特別警報が発表された場合の対応

(1) 児童生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合

① 午前6時の時点で特別警報が解除されていなければ、その日は休校とします。

② 午前6時以前に特別警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。

\* 上記(2)の場合、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報を収集し、安全に登校できると判断できるまで登校せず、その旨を学校へ連絡してください。

たとえ「暴風にかかる特別警報」が解除されたとしても、その他「大雨・波浪・高潮にかかる特別警報」が発表されている場合は、登校させないでください。

(2) 児童生徒の登校後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

① 直ちに授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等から判断し、児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行います。

(学校待機、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等、状況により最善の方法を選択します)

② 児童生徒を学校待機とした場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報を収集し、安全に下校できると判断できたら下校させます。

#### 5 その他の留意事項

(1) 台風等の接近に伴い、翌日暴風警報が発表される可能性が高い場合には、前日に学校給食の中止を決定することがある。その際は、給食変更のプリントを作成し、各家庭に連絡します。

(2) 台風通過直後の外出では、垂れ下がった電線、増水した川・用水などに近づかないようにしてください。

(3) 夏休み中の全校出校日の扱いについては、午前6時までに警報が解除されなければ休校とします。その場合は、振替日を設けません。

- ・ 台風等異常気象時における判断は、児童の安全確保のため、状況に応じて変わることがあります。決定した内容については、メールマガジンやホームページ等で配信をします。より早く情報を把握していただくためにも、必ずメールマガジンに登録して下さるようお願いいたします。
- ・ 台風等異常気象時に限らず、インフルエンザ等の集団感染予防のため、一部の学級を早く下校させる対応も例年とらせていただいています。急な下校となった際、自宅に入ることができない状況が生じないように、鍵をランドセルに常備して下さるよう合わせてお願いいたします。